

霧島市介護保険条例の一部改正について

霧島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,900円」を「32,016円」に改め、同項第2号中「55,350円」を「50,112円」に改め、同項第3号中「55,350円」を「50,808円」に改め、同項第4号中「66,420円」を「62,640円」に改め、同項第5号中「73,800円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「88,560円」を「83,520円」に改め、同項第7号中「95,940円」を「90,480円」に改め、同項第8号中「110,700円」を「104,400円」に改め、同項第9号中「125,460円」を「118,320円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,280円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 132,240円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 139,200円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 146,160円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,140円」を「18,096円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,140円」を「18,096円」に、「36,900円」を「32,712円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,140円」を「18,096円」に、「51,660円」を「47,328円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第

12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定の見直しが行われたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。